平成２６年（フ）第５４５号
埼玉県三郷市戸ケ崎２丁目588番地　グランテラス水元公園705号
債務者　樹菜サービスこと　石井　　豊
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５５５号
埼玉県越谷市大字袋山1253番地４
債務者　藤井　一美
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第９号
埼玉県入間郡毛呂山町若山２丁目16番地32
江花ハイムＢ棟一102号、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町若山２丁目16番地32　江花ハイツＢ棟一102号
債務者　野崎　秀三
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第１０号
埼玉県入間郡毛呂山町若山２丁目16番地32
江花ハイムＢ棟一102号、住民票上の住所埼玉県入間郡毛呂山町若山２丁目16番地32　江花ハイツＢ棟一102号
債務者　野崎　公子
1　決定年月日時　平成27年１月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月10日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第１０２６号
東京都青梅市長淵５丁目538番地
債務者　久保　元春
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月４日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第５３３０号
大阪府寝屋川市池田西町４番17―301号
債務者　田渕あやの
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第１０３６号
東京都八王子市久保山町２丁目46番地２２―404
債務者　渡邊　悌雄
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３４４号
北海道旭川市春光６条７丁目２番14号　ストーンハイツ202号室
債務者　匂坂　和幸
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３５７号
北海道上川郡美瑛町東町１丁目　ベルヴィラージュ203号室
債務者　堀松　　寛
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第３６５号
北海道旭川市曙３条５丁目１番２号　コスモ曙10号室
債務者　大波　由絵
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月11日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１０５２号
東京都あきる野市秋川５丁目２番地10秋川サンハイツ103号
債務者　田中　正夫
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月６日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月６日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第３２号
北海道根室市宝林町４丁目413番地
債務者　柴　　和孝
1　決定年月日時　平成27年１月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午前11時
釧路地方裁判所根室支部

破産手続終結

平成２６年（フ）第７０号
北海道余市郡余市町浜中町106番地３
破産者　株式会社木村配管
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
札幌地方裁判所小樽支部

平成２６年（フ）第９８号
茨城県古河市下大野2954番地26フロンテナック103号
破産者　株式会社フロンテナック
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（フ）第１００号
大阪府岸和田市荒木町２丁目12番16号
破産者　株式会社富沢組
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５３７号
兵庫県姫路市延末295番地姫路市中央卸売市場内
破産者　有限会社丸勇青果
1　決定年月日　平成27年１月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
神戸地方裁判所姫路支部